

2023（令和5）年度 あんずの家 事業計画

はじめに

新型コロナウィルスの感染は3年を経過したが、拡大と縮小を繰り返しながら長期化し、現在も終息の気配はなく、感染拡大により多くの福祉事業所でクラスターが発生していることからも、福祉サービスを継続できるよう実効性のある計画の策定が求められている。あんずの家では令和4年11月末、職員から感染が広がり、利用者4名、職員6名のクラスターとなつた。発症確認から1週間休業したが、その間に家族感染も広がり、感染した利用者全員が利用再開できたのは2週間後となつた。事業継続のためには感染拡大を食い止めることこそが一番大切な要件となることから、日々の感染防止対策と共に、状況に応じた抗原検査の実施を行っていく。

さて、障害者総合支援法が施行されてから、これまでの状況を踏まえた見直しの議論が行われているが、その中間的な整理がなされ、「1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「2. 社会の変化に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細やかな対応」「3. 持続可能で質の高い福祉サービス等の実現」の3つの柱に沿って基本的な考え方が示された。いずれの柱においても、当事者中心に考えるべきとの視点をもち、どのように暮らしてどのように働きたいかなど障害者本人の願いができる限り実現していくよう、支援の充実を図っていくことが求められている。

そうした状況の中、お一人の利用者の方が昨年度末3月に65歳となったことから、本来介護保険優先となり、障害福祉事業所でのサービスが受けられなくなるが、ご本人の、65歳以降も、あんずの家でさをり織りをしたり、レクリエーションを楽しんだりしたいとの強い願いを聞き、共生型通所介護の指定を昨年度末に受けた。これにより、通いなれた事業所へ継続した利用が可能となり、令和5年度より介護保険事業である通所介護を実施する予定であったが、福山市障がい福祉課との話し合いの結果、ご本人の「できることの継続」が最優先されるべきであることが確認され、引き続き生活介護が利用できることとなつたため、当面、利用予定者はいない状況となるが、この1年間において、65歳以降の利用を希望する利用者のために、高齢障害者へのケアの研鑽、研究を行っていく。

I 基本方針

利用者の主体性が生かされ、ご本人（ご家族）のニードが優先されることを指針として活動を行ってきた。その指針を「個人支援計画」に反映させて、お一人おひとりの自己実現に必要な支援を行っていく。支援にあたっては、「個人支援計画」（ケアプラン）を柱とし、モニタリングを繰り返し、短期目標の評価・変更を行っていく。

そして、必要な方に入浴サービスを提供し清潔保持を図ると共に、日常的なバイタルチェックや家庭との情報交換を密にし、病気の早期発見に努めるとともに、健康管理を最優先とした支援を行う。近年、加齢とともに2次障害が顕著となってきていることや、新規利用者

の重度化に対応するために十分な支援量を確保できるよう、1.7：1の職員配置とし、より手厚い支援を行っていく。

□2023(令和5)年度の重点目標□

① 感染症や災害への対応力の強化

看護師を中心に感染症対策委員会を設置し、感染症の発生及び蔓延の防止等に関する取り組みとして、指針の作成、研修の実施、BCPに基づくシミュレーションの実施を行う。また、自然災害に対するBCPに基づくシミュレーションを行い、BCPが有効性について検証していく。

② 権利擁護・虐待防止

虐待防止のための対策を検討するため虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果を全職員で共有するとともに、計画的な研修を進める。また、全職員に対して、虐待早期発見チェックリストを用いての調査や、ストレスチェックを行い虐待防止に努める。

③ 身体拘束等の適正化

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間について、利用者または家族に説明を行い、同意を得た後、ケアプランに記載し行えることとする。身体拘束の適正化については、身体拘束等適正化委員会を設置し、指針の作成、研修を実施し、適正化に取り組む。

④ 支援力の向上

利用者さんの障害程度が年々重度化・変化してきており、これまでのプログラムでは、主体的な参加や楽しめる活動として十分とは言えなくなってきた。昨年度より、個別に楽しめる内容や、グループワークで楽しめる内容を検討・準備し提供してきた。今年度は、利用者の満足度を更に上げられるよう取り組んでいく。

▶管理者への報告、看護師への連絡、相談や職員間での情報交換を重ねていくことを徹底し、考察力、認識力、判断力を高めていく。

▶外部研修への参加を積極的に勧めスキルアップにつなげていく。

⑤ 共生型サービス（介護保険事業）でのケア研究

令和5年4月より共生型サービス（通所介護）が可能となる。今年度の利用予定はないが、高齢障害者への適切なケアについて研鑽を深められるよう研究に取り組む。

II 利用者の支援

1. 日常生活を支える

(1) 食事

季節感のある、新鮮な素材を使って栄養のバランスがとれた食事を提供することが基本となる。現在、㈱日米クックに、給食業務に係る一切を委託しており、検食を通して、献立、味付けについて利用者さんの満足度が高まるよう連携していく。また、個々人の嚥下力に応じた食事となるよう、刻み食、おかゆ、ミキサー食なども提供する。

(2) 排泄

車イスから便座へのトランスファー、衣服の着脱、後始末など、ほとんどの方がその一部・全面的な介助が必要であり、また、オムツ利用の方は9名である。プライバシーに配慮し、安全、快適をキーワードとして支援を行う。

(3) 入浴

希望者には、週2回を目安に、入浴サービスを提供する。入浴前には、バイタルチェックを行い健康状態を確認する。できる限り自立して、清潔保持が可能となるように、適切な方法で支援を行う。

(4) 健康管理

感染症予防対策として、手洗いの励行、手指の消毒、マスクの着用、施設内及び送迎車の消毒を行い感染防止に努める。

日々の健康状態について、送迎者乗車時の検温、到着後に行うバイタルチェック、昼食後の検温などにより、発熱の確認を必要に応じて行い感染拡大防止に努める。

日々のバイタルチェックや月1回の体重測定の結果を基に、異常があれば家庭との連携をはかり、疾病の早期発見・予防・治療に努める。発作など急な体調変化の場合には、看護師または管理者の判断により、救急対応を依頼する。その際「緊急時情報提供カード」に必要事項を記載し救急隊へ提供する。

2. 活動を支える

午前の部（10：00～11：45）午後の部（13：00～14：45）で以下の活動を行う。活動内容は、個人支援計画に沿って各人が選択した活動を支援する。

(1) 生産活動

給与の対象となる活動として、次の科目を提供する。

□さをり織り

個人の能力を發揮できる活動であり、また、利用者同士が協力しあえる活動として取組んでいく。また作者の感性が表現できるよう支援していく。

織りあがった布を用いて、マスク、ポーチ、コースターなどの製品を作り、作品展、ネットなどで販売する。今年度も、福山市からの敬老の日の記念品として、布の提供に取組んでいく。

(2) レクリエーション

個人支援計画で、レクリエーションを組み入れている場合は、その都度、次の項目の中から選択していただき、自らが楽しもうとする姿勢を支援していく。

- ・カードゲーム（トランプ、ウノ）・テレビゲーム・ボールゲーム・散歩・ビデオ鑑賞
- ・音遊び・読書・運動など

季節行事・レクリエーションとして次の内容を実施する。

4月：遠足、9月：お祭り（射的、輪投げ、風船釣りなど）

10月：ミニ運動会、12月：クリスマス会、1月：初詣、書初め、2月：節分

3. 身体機能を支える

身体機能の維持・向上・健康保持につながるよう支援する。

- ・足湯などにより適切な体温の維持、免疫力の向上を図る。
- ・口腔体操により誤嚥の防止に努める。
- ・体を休ませ、心身ともにリラックスできる時間の確保に努める

4. 安全を支える

(1) 非常災害時に備え、消防職員立ち合いのもと、自衛消防訓練を年2回行う。

訓練内容は、通報訓練、避難訓練、消火訓練とし、事前に消防署と相談の上実施する。

(2) 建物内に危険個所を作らないよう、整理整頓に努める。

III 支援体制

生活介護事業において、職員配置数（生活支援員・看護師）は、前年度の利用実績により決定する。その算定については次のとおりである。

令和4年度利用実績集計表（延べ人数）

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利 用 実 績	区分6	226	202	228	227	214	206	229	208	193	204	192	231	2560
	区分5	94	85	88	84	80	84	88	78	72	83	82	98	1016
	区分4	21	19	22	20	21	19	19	20	17	20	20	22	240
	区分3	0	0	0	0	0	0	0	0	9	18	20	22	69
合計人数		341	306	338	331	315	309	336	306	291	325	314	373	3885
開所日数		22	20	22	22	22	21	22	22	20	20	20	23	256

※3月については、予測数

算定方法：① 前年度の平均値を算出する／当該年度の前年度の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

算定式：3885人 ÷ 256日 = 15.17人

② ①で算出された数を1.7で除する（人員体制配置加算 1.7:1）

■配置基準職員（生活支援員・看護師）数：8.93人（常勤換算）

■介護保険事業で必置となっている生活相談員は、有資格者の生活支援員で読み替える。

(1) 配置基準に基づく職員配置

職名		管理者	サービス管理責任者	看護師	生活支援員	医師
兼務の職名		サービス管理責任者	管理者			
従業者数	常勤(人)	1	1	1	5	
	非常勤(人)			2	4	1
常勤換算後の人数(人)		1	1	2.2	8.4	—
基準上の必要人数(人)		1	1	8.93		1

※看護師・生活支援員の常勤換算合計：2.2人+8.4人=10.6人

(2) 資質の向上

支援に携わる職員には、それぞれ力量に差のない一定水準以上の質の支援を利用者に提供することが求められる。

①利用者支援マニュアルによる

利用者の人権を尊重し安全かつ適正な福祉サービスを提供するよう、次の利用者支援マニュアルを基に支援を行う。

ア. 法人の理念

イ. 危機管理マニュアル

ウ. 緊急時対応マニュアル

エ. 入浴介助マニュアル

オ. 排泄介助マニュアル

カ. 食事介助マニュアル

キ. 送迎マニュアル

②人材の育成を図るため、各種研修への積極的な参加を推進する。

③虐待防止のための研修を行うとともに、職員のメンタルヘルスについても確認できるようストレスチェックを行う。

IV 利用者家族との連携

1. 個人支援計画の作成

個人支援計画（ケアプラン）の作成に当たっては、利用者・家族のニードに沿ったものとすることを基本とし、支援方針、支援内容、活動の選択については十分な説明を行った後、合意を得て実施する。ニードの変化により、ケアプランの変更の必要性が生じた際には、計画の変更を提案し、説明の後、承諾を得て実施する。ケアプランに設定する目標の達成度については、作成後1年を目安に評価し、利用者・家族に説明し、確認を求める。

2. 支援実施状況の報告

ケアプランに基づく支援の実施状況については、日々の記録である「個人支援実施記録表」を、サービス提供月の翌月に、利用者・家族に配布し確認していただく。その際、支援内容などについてのモニタリングを行い、改善点がないか確認する。

この他、ICTを活用した日々の支援記録（写真や動画）を、スマートフォン等から閲覧してもらえるよう体制を整えていくとともに、必要に応じて文書、電話、Eメールなどにより適時、報告・連絡、相談を行い、信頼関係の構築に努める。

3. 福祉制度の説明

報酬単価の改定など利用に関わる情報を、文書や説明会を通して迅速に的確に伝えるよう努める。また、福祉制度についての相談に応じ、適切なサービスが受けられるよう助言したり、他の専門機関へ紹介を行ったりする。当該サービスを利用するにあたって、行政への手続きを行う際、必要な人には代行などの協力をう。

V 利用者の状況

1. 障害程度区分及び1日あたりの生活介護サービス費（報酬単価）及び取得加算

程度区分	区分6	区分5	区分4	区分3	合計
人 数	13人	5人	1人	1人	20人
サービス費	12,880円	9,640円	6,690円	5,990円	—

- ・人員配置体制加算 2,650円／日
- ・食事提供加算 300円／日
- ・福祉専門職員配置加算Ⅰ 150円／日
- ・常勤看護職員等配置加算Ⅱ 560円／日
- ・欠席時対応加算 940円／日（月4回を限度）
- ・送迎加算（重度対応） 490円／片道
- ・重度障害者支援加算Ⅱ 70円／日

※対象者（5人）に支援を行った場合 1500円／日

- ↑の加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +5000円／日
- ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ（報酬+加算総額の3.2%／人）
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（報酬+↑を除く加算総額の1.4%／人）
- ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（報酬+全ての加算総額の1.1%／人）

2. 年齢階層別

区分	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合計
男	0	2	3	5	3	1	14
女	1	1	0	0	2	2	6
計	1	3	3	5	5	3	20

男性平均年齢：41.6歳

女性平均年齢：46.3歳

全体平均年齢：43.0歳

3. 平均障害支援区分

令和4年度の利用実績（3月分は予定）に基づき、各区分毎の延べ人数に区分の数字を乗じ、その合計を延べ人数で除して算出する。

程度区分	延べ人数	延べ人数×区分
区分 6	2,560	15,360
区分 5	1,016	5,080
区分 4	240	960
区分 3	69	207
合 計	3,885	21,607

$$21,607 \div 3,885 = 5.56 \quad \text{※平均障害支援区分} \quad 5.6$$